

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) (抄) (第一条関係) 1
- 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号) (抄) (第二条関係) 2
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十二号) (抄) (第三条関係) 3

改 正 案	現 行
<p>（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物） 第十四条 法第六十九条の七第二項第二号に規定する政令で定め る貨物は、別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から （十二）までを除く。）及び同表の二から四までの項の中欄に 掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。</p>	<p>（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物） 第十四条 法第六十九条の六第二項第二号に規定する政令で定め る貨物は、別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から （十二）までを除く。）及び同表の二から四までの項の中欄に 掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等）</p> <p>第二十七条 法第六十九条の七第二項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。</p> <p>2 法第六十九条の七第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。</p>	<p>（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等）</p> <p>第二十七条 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定めるロケット又は無人航空機は、核兵器又は軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるロケット又は無人航空機であつて、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものとする。</p> <p>2 法第六十九条の六第二項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。</p>

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の七、第六十九条の八第一項（第四号）については同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、第五号にあっては同法第五十二条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十条第一項（第三号）同法第十六条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第七号（同法第二十一条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十四号（同法第二十四条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十六号、第十八号（同法第二十五条第六項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十九号、第二十号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号（同法第四十八条第三項に係る部分にあっては同項の規定により同法第十条第一項の</p>	<p>別表第二（第三条関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の六、第六十九条の七第一項（第四号）については同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、第五号にあっては同法第五十二条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十条第一項（第三号）同法第十六条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第七号（同法第二十一条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十四号（同法第二十四条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十六号、第十八号（同法第二十五条第六項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）第十九号、第二十号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号（同法第四十八条第三項に係る部分にあっては同項の規定により同法第十条第一項の</p>

閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第五十二条に係る部分にあつては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二項の規定に限る。)

六〇二七七 (略)

二十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。第三条(第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。)、第四条(同法第三条第一項第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。)、第六条(第一項第一号に係る部分に限る。))並びに第六条の二第一項及び第二項(いずれも同法別表第四第一号(同法別表第三第一号(同法第三条(第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))、第二号イからハまで、ニ(刑法第百八条、第百九条第一項及び第百十七条第一項前段に係る部分に限る。))、ヘ、チ(刑法第百四十六条前段に係る部分に限る。))、ソ(刑法第百二十六条に係る部分に限る。))及びネ(刑法第百三十六条及び第百三十九条に係る部分に限る。))、第三号、第六号、第十六号(外国為替及び外国貿易法第六十九条の八第一項に係る部分については、同項第四号にあつては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第六十九条の八第一項第五号にあつては同法第五十二条の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。))

閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第五十二条に係る部分にあつては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二項の規定に限る。)

六〇二七七 (略)

二十八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。第三条(第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。))、第四条(同法第三条第一項第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。))、第六条(第一項第一号に係る部分に限る。))並びに第六条の二第一項及び第二項(いずれも同法別表第四第一号(同法別表第三第一号(同法第三条(第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))、第二号イからハまで、ニ(刑法第百八条、第百九条第一項及び第百十七条第一項前段に係る部分に限る。))、ヘ、チ(刑法第百四十六条前段に係る部分に限る。))、ソ(刑法第百二十六条に係る部分に限る。))及びネ(刑法第百三十六条及び第百三十九条に係る部分に限る。))、第三号、第六号、第十六号(外国為替及び外国貿易法第六十九条の七第一項に係る部分については、同項第四号にあつては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第六十九条の七第一項第五号にあつては同法第五十二条の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。))

る。)、第十七号(電波法第百八条の二第一項に規定する人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。)、第二十九号、第三十二号、第三十四号(関税法第百九条第一項(同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百九条の二第一項(同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び第百十二条第一項(同法第九条第一項及び第百九条の二第一項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三十六号、第四十号、第四十二号、第五十号、第五十四号、第五十六号、第五十八号、第六十号から第六十二号まで、第七十一号、第七十二号、第七十八号、第七十九号、第八十二号並びに第八十七号から第八十九号までの規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定に限る。)

二十九〜三十六 (略)

る。)、第十七号(電波法第百八条の二第一項に規定する人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。)、第二十九号、第三十二号、第三十四号(関税法第百九条第一項(同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。))、第百九条の二第一項(同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び第百十二条第一項(同法第九条第一項及び第百九条の二第一項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第三十六号、第四十号、第四十二号、第五十号、第五十四号、第五十六号、第五十八号、第六十号から第六十二号まで、第七十一号、第七十二号、第七十八号、第七十九号、第八十二号並びに第八十七号から第八十九号までの規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定に限る。)

二十九〜三十六 (略)